

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書(概要)公

表 日:令和6年12月26日

評価 機 関	名 称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所 在 地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和6年4月17日
	訪 問 調 査 日	令和6年7月2日
	評価結果の確定日	令和6年12月16日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

I 事業者情報

(1)事業者概況

事業所名称	わかばこども園	種 別	幼保連携認定こども園		
事業所代表者名	園長 水金 理津子	開設年月日	昭和56年4月1日		
設置主体	社会福祉法人 鏡福祉会	定 員	333人	利用人数	333人
所 在 地	〒 720-2413 広島県福山市駅家町大字法成寺51番地1号				
電話番号	084-972-6756	FAX番号	084-972-6049		
ホームページアドレス	http://www.kagamifukushikai.jp/				

(2)基本情報

サービス内容(事業内容)	事業所の主な行事など
○ 0歳児(生後57日～)から5歳児の保育	毎月:避難訓練、消火訓練、身体測定、誕生会
○ 延長保育(早朝、夕方、土曜)	月3回:英会話(3～5歳児クラス)、月1回:茶道(4～5歳児)
○ 一時保育	異年齢交流(3～5歳児)、世代間交流(1～2歳児)
○ 子育て支援	年間通して鼓笛の取り組み(4～5歳児)
○ 障がい児保育	入園式、卒園式、夏祭り、運動会、
	保育参観、リトミック(全児・月1回)、季節行事など
保育室等の概要	保育室以外の施設設備の概要
○ 総保育室 14 室	○屋内遊戯室 1か所 ○相談室 1か所
○ 保育室 12 室	○救護室 1か所 ○会議室 1か所
○ 一時保育室 1 室	○ほふく室 1か所 ○事務室 1か所
○ 子育て支援室 1 室	○その他
	トイレ(14か所)、調理室(1か所)、調乳室(1か所)
	沐浴室(1か所)、砂場(1か所)、足洗い場(3か所)
	プール(1か所)、茶室(1か所)、研修室(1か所)

職員の配置

職 種	人 数(うち常勤の人数)	職 種	人 数(うち常勤の人数)
園長(所長)	1人(1人)	調理員	9人(6人)
副園長(副所長)	0人(人)	嘱託医	2人(0人)
主幹保育教諭	4人(4人)	看護師	0人(人)
保育教諭	48人(43人)	事務員	4人(2人)
保育補助	6人(1人)	清掃・環境整備	2人(0人)

Ⅱ. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

わかばこども園は「地域と共に生きる～園は大きな家族～」を創立の精神とし、昭和56年4月に定員90名で開園されました。地域住民の期待に応え、真の児童福祉事業を追求し、地域の資産となることを経営理念に掲げ、延長保育、一時保育、乳児保育、子育て支援センターなど、地域のニーズに対応しながら、事業を拡大してこられました。現在は、幼保連携型認定こども園「わかばこども園」に移行し、定員333名に増員されています。

定員の増員拡大に伴い、保育室の増設、園庭や駐車場の拡張、園舎の建て替え等を行い、子どもたちが、温かく柔らかい雰囲気の中でのびのびと快適に過ごせるスペースを充実させるなどの工夫が随所にされています。職員の増加に対しては、福利厚生の実施や育児休暇後の時短勤務など、職員が安心して働ける環境づくりに努められています。また、職員が園内外の研修に積極的に参加し、キャリアアップできる環境を整えるなど、人材育成にも熱心に取り組まれています。

今回の第三者評価の受審により、「自分の園を振り返る貴重な機会となり、改めて園の強みを活かして、さらに発展させていきたい」という気づきを大切にして、充実した保育を提供できる園になられることを期待します。

◎特に評価の高い点

- (1) 職員が安心して働ける職場づくりに積極的に取り組まれ、福利厚生も充実しています。特に子育て世代の職員が多く、仕事と子育ての両立ができるよう、時間単位の休暇取得や育休明けの時短勤務制度などを積極的に活用することができ、低い離職率を実現しています。また、組織の縦の連携も密に取られ、定期的に園長や主幹等との面談も行い、職員の声に耳を傾け、迅速に対応する体制が構築され、風通しの良い職場となっています。【管理運営No.10/職員の就業状況への配慮】
- (2) 子どもの発達援助として、教育・保育年間計画には「家庭と一緒に考えたいこと」「職員間で大切にしたいこと」という独自の項目を設け、職員が保護者や職員の思いを常に意識した取り組みができるよう工夫されています。また、月案・指導計画・年度の取り組みは、評価と振り返りの枠を設けて話し合われ、その結果を次の計画に反映されています。【サービスNo.4/保育課程、No.5/指導計画】
- (3) 園内の教室や廊下には各クラスの特徴をいかし、季節感のある子どもたちの作品が大切に飾られていました。また、リトミックや鼓笛活動、茶道や菜園活動、収穫祭など、さまざまな体験の場を設け、情操教育のみならず、社会性を学ぶ活動にも取り組まれています。【サービスNo.16/設備・環境 No.19/表現活動】
- (4) 園では、子育て支援センターを設置し、月1回の園庭開放や「子育て講座」、父親の子育てを応援する「週間パパタイム」を実施しています。また、支援専用LINEを独自に開設し、地域の保護者からの子育ての悩みや相談に迅速に対応ができる体制を整えるなど、地域子育て支援の拠点となっています。【サービスNo.33/地域の子育て支援】

◎特に改善を求められる点

- (1) 中期計画は文書化されていましたが、長期計画については、将来のビジョンはあるものの具体的な計画までは策定されていませんでした。少子化の影響もあり、長期的な需要予測などに困難な面はあるものの、設備の改修などハード面の整備等、長期的な視点も視野に入れ、計画し文書化されることを望みます。【管理運営No.3/中・長期的なビジョンと計画の明確化】
- (2) 園内の不審者対応や災害対策のマニュアルを整備し、訓練等も実施されています。今後は遠足等の園外活動時の不審者対応など、危険状況想定した安全対策と訓練も併せて取り組まれることを提案します。【サービスNo.31/不審者対策】

Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

・今回の受審で「職員が働きやすい職場環境」という点を評価していただきましたが「子育ての場」のこども園に勤めている職員自身が仕事と子育てを両立させて、より一層輝いていけるよう今後もより働きやすい職場環境となるよう努力してまいります。

・改善点として、マニュアルの整理をしていきたいと思います。園長が指導していただきました。当園は職員数が多いので、衛生環境等は特に、全職員が一定レベルの知識をもって対応するために、おのずとマニュアルが増えていきました。今後は緊急時に慌てず対応できるよう、マニュアルの整理を行っていききたいと思います。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編：わかばこども園

1 福祉サービス (法人または事業所) の基本方針と組織	(1)理念・基本方針 自己評価：NO. 1-2	「地域と共に生きる～園は大きな家族～」という創立の精神を継承し、地域住民のニーズを的確に把握し、それに応じた質の高い保育を提供することで、自らの事業が地域の宝となるよう、法人の使命、役割を強く意識されています。保育理念、基本方針、保育目標は明文化され、玄関入口に大きく掲げてあるほか、事務室内にも掲示され、職員全員が常に意識できるように工夫されています。理念や基本方針は職員全体会議での研修で共有され理解を深めています。また、ホームページにも明記され、保護者や地域住民にも園の教育理念を理解してもらえよう取り組まれています。
	(2)計画の策定 自己評価：NO. 3-4	事業計画は、合同幹部会、園内幹部会をはじめ、各クラス会議等で、前年度の反省を踏まえ、保護者会や関係者評価委員会での意見も取り入れながら検討されています。計画策定後は、職員で共通理解を図るため、会議等で説明、報告され、各家庭にも配付されています。 ◎中期計画は文書化されていましたが、長期計画については、将来のビジョンはあるものの具体的な計画までは策定されていませんでした。少子化の影響もあり、長期的な需要予測などに困難な面はあるものの、設備の改修などハード面の整備等、長期的な視点も視野に入れ、計画し文書化されることを望みます。
	(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：NO. 5-6	各職種の職務内容を分掌で定め、園長の役割と責任を明確に示すとともに、定期的に事務長代理や主幹保育教諭と「園内幹部会」を開催し、情報共有を図られています。また、園長は園長会や各種研修会に積極的に参加し、その内容を職員にフィードバックするよう努め、職員の悩みや相談ごとに常に対応できる関係づくりをされています。 さらに、理事長や事務職員と連携し、園の課題を分析し、ICT化を推進することで、保育の質向上と業務の効率化をめざされています。
2 組織（法人または事業所）の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：NO. 7-8	専門誌や福山市から発信された情報に基づき、地域の状況や国の動向を常に意識するよう努められています。また、子育て支援活動担当者を中心に、地域の子育てニーズに関する情報を収集し、主幹保育教諭、園長等に報告することで、保護者支援や園の運営等に活かされています。さらに、法人が運営する2つの園で内部監査を実施し、経営状況や改善すべき課題について協議を重ね積極的に改善に向けた取り組みを進められています。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：NO. 9-12	職員が安心して働ける職場づくりに積極的に取り組まれ、福利厚生も充実しています。特に子育て世代の職員が多く、仕事と子育ての両立ができるよう、時間単位の休暇取得や育休明けの時短勤務制度などを積極的に活用することができ、低い離職率を実現しています。また、組織の縦の連携も密に取られ、定期的に園長や主幹等との面談も行い、職員の声に耳を傾け、迅速に対応する体制が構築され、風通しの良い職場となっています。また、実習生やボランティアの受け入れを積極的に行い、担当職員を配置し、マニュアルを整備するとともに、各大学の意向を踏まえながら、実習指導を行い、指導保育教諭・主幹・園長など、複数の職員で実習評価を実施されています。
	(3)安全管理 自己評価：NO. 13	不審者情報などは保護者へメール配信やホームページでの周知など、迅速な情報伝達体制を整備されています。門や玄関等の4か所に防犯カメラを設置し、職員室でモニターを確認できるようにされています。さらに、登園・降園時には各園児がカードリーダーでカードを読み取り、入退園を管理されています。緊急時対応として、リスク別に詳細な対応手順やマニュアルを策定し、全職員で共有するとともに、定期的な訓練を実施されています。また、保育中の緊急事態に備え、救命講習や衛生研修、事故防止研修を積極的に行っています。遊具等の施設設備は毎月点検し、安全管理を徹底されています。

2 組織（法人または事業所）の運営管理	(4)設備環境 自己評価：N0. 14-15	園舎は、道路を挟んで西園舎と東園舎の2つに分かれており、園庭や教室、廊下などは伸び伸びと活動できるよう、広々としたスペースが確保されています。採光、換気、騒音等は、定期的に学校薬剤師会のチェックを受け、適切な環境が維持されています。また、トイレや洗面所の高さなどは各年齢に応じた使いやすいつくりになっており、手が届きやすい高さに蛇口を設置するなど、細部まで配慮されています。子どもたちが安心して生活できるよう、毎月、安全点検を行い、改善箇所は速やかに修繕され、清掃の際には、電解次亜水を使用するなど、環境衛生にも積極的に取り組み、各所のチェックリストも備えられています。
	(5)地域との交流と連携 自己評価：N0. 16	新型コロナウイルス感染症の影響で、地域の行事が一時縮小されていましたが、現在は可能な限り参加し、地域との関わりを深めるよう努められています。また、保護者会や評議員、学校長、町内会等で構成する「関係者評価委員会」において、地域住民の方々と意見交換や情報交換を行い、地域のニーズに可能な範囲で協力できるよう取り組まれています。さらに、ボランティアの受け入れにも積極的に取り組み、ボランティアと良好な関係を築くことを大切にし、対応マニュアルも整備されています。
	(6)事業の経営・運営 自己評価：N0. 17-18	福山市内のこども園の団体に加入し、定例会への参加や福山市主催の所長会、研修会への積極的な参加を通じて、情報収集に努められています。また、市の保育施設課と連携を図り、制度に関すること等、さまざまな意見を伝えられています。さらに、財務諸表については、法人ホームページの他、パンフレットや広報誌等で公開されています。また、財務諸表の開示請求があった場合に迅速に対応できるよう、開示に必要な手続き等の体制を整えられています。
3 適切な福祉サービスの実施	(1)利用者本位の福祉サービス 自己評価：N0. 19-24	理念や基本方針、教育・保育目標に「子ども一人ひとりを尊重し、保護者や地域社会と協力して子どもたちの教育保育を行う」ことを明記し、実践されています。また、園内研修では、子どもたちの人権への配慮、人権侵害の防止等について職員間で認識を共有し、実践されています。さらに個人情報保護規定や子どものプライバシーを守る規定等のマニュアルを整備し、職員に周知徹底するとともに、園児の個人情報等は職員室内の鍵付きロッカーで厳重に管理されています。保護者の意向把握に努め、毎年保護者アンケートを実施し、その内容を幹部会や職員会で検討されています。市へ報告が必要なものは報告し、園内に関するものは保護者会を交えて協議されています。また、玄関入口には、コミュニケーションボックス（意見箱）を設置し、いつでも気軽に意見や要望を申し出られるよう体制を整えられています。保護者からの意見や要望については、対応内容や今後の取り組み等を、園便り等に掲載し、全保護者に周知されています。さらに、個人懇談やクラス懇談を年2～3回実施し、意見交換の場を設け、日々の保育活動においても保護者とコミュニケーションを積極的に図り、気軽に声をかけやすい雰囲気づくりにも努められています。
	(2)サービス・支援内容の質の確保 自己評価：N0. 25-28	各職務に応じた自己評価を年2回行い、必要に応じて園長等と面談を実施しています。また、5年ごとに第三者評価を受審し、職員全員で行う自己評価の過程で多くの気づきを共有されています。アレルギー対応や危機管理等の各種マニュアルを整備し、記録方法等にばらつきが生じないよう、見本を作成するなどの工夫がされています。マニュアルは独自に作り上げたものを職員が実際に使用しやすいように、定期的にアップデートし、最新の状態に保つよう努力されています。◎各分野における独自のマニュアルが活用できるよう整備されていますが、不測の事態も含め、必要な時に誰でもすぐに取り出すことができるよう、改めて整理されることを望みます。
	(3)サービスの開始・継続 自己評価：N0. 29-32	園の紹介はホームページのほか、パンフレットや子育て支援のお便りを作成し、病院やスーパーなどに置き、広く周知しています。入園・進級のしおりをはじめ、毎月の園便りやクラス便り等では、イラストや写真などを活用し、必要な情報を分かりやすく伝える工夫がされています。一方で、トラブルを防止し、円滑な退園手続きを進めるために園が契約を解除できる（退園）場合の、具体的な方法や手続きの順番等について文書化されておくことが望まれます。

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：わかばこども園

1 事業所運営の基本	(1)サービスの質の確保 自己評価：N0.1-3	年度始めに全職員参加の会議で、法人理念や年度目標、教育保育の確認を行なっています。また、幹部会議、学年会議、クラス会議等を定期的に実施しています。会議の記録は職員が園長や主幹保育教諭の指導を受け、見本を参考に行っているとのことです。職員への情報は伝達ノートやラインワークスなどを用いて提供されています。 職員の指導助言は主に園長と主幹保育教諭が行なっています。また、広島県教育委員会の「幼児教育アドバイザー」制度を利用し、発達に課題のある子どもを含めたクラスづくりや言葉のかけ方などの指導助言を受けています。これら情報は学年会議や部門会議で実践的に話し合い、会議録等で全員に共有されています。また、年2～3回、姉妹園合同の研究保育や実践交流で、各園の活動や取り組み等が協議されています。 ◎課題として、一人担任のクラスでは記録が間に合わない時があるとのことでした。今後は情報の緊急度・重要度の優先順位と情報提供の範囲などの基準を設け、より効果的な記録と迅速な配信を検討されてははいかがでしょうか。
2 子どもの発達援助	(1)発達援助の基本 自己評価：N0.4-8	保育課程は法令や指針を基に年間計画を作成し、保育・指導計画は子どもの年齢や発達過程、個人差を踏まえ、小学校への接続を意識した内容となっています。月案・指導計画・年度の取り組みは、評価と振り返りの枠を設けて話し合わせ、その結果を次の計画に反映しています。また、教育・保育年間計画には、「家庭と一緒に考えたいこと」「職員間で大切にしたいこと」という独自の項目を設け、職員が保護者や職員の思いを常に意識した取り組みができるよう工夫しています。 さまざまな人との交流について、3歳以上の園児には年に数回の縦割り保育を設け、また、茶道や英会話、菜園体験などを通して、地域や異年齢の交流を行っています。その他、中学生のチャレンジウィーク(職場体験)の受け入れや地元の高齢者とのふれあいの交流も再開しています。
	(2)健康管理・食事 自己評価：N0.9-14	子どもの健康管理はマニュアルに従って行い、既往歴や予防接種等の履歴は児童票に記載して管理しています。また、感染症やアナフィラキシーの対応として、全職員がエピペンの研修を受けています。健康診断や歯科検診は年に2回実施し、手洗いや歯磨きの指導を行っています。健診結果は関係職員が把握し、保護者にもお伝えしています。 給食時はBGMを流し、落ち着いて食事ができる雰囲気作りを工夫し、職員も子どもたちと共に食事をしながら、食べる意欲やマナーの意識を高めています。アレルギーのある子どもの情報は関係職員で共有し、専用の食器やトレーを用いて除去食を提供しています。見学時にも、落ち着いた雰囲気の中で子どもたちが集中して、楽しく食事をする様子が伺えました。 食育については、菜園活動や地域の旬の食材を取り入れたクッキングを取り入れ、収穫祭では調理員と触れ合う場を設けています。また、ハッシュドポテトやカレーなどのクッキングや三色食品表を取り入れています。家族との連携は、その日の給食を玄関にサンプル食として展示し、給食参観やお便り、動画配信等で伝えています。 ※エピペンとは…食物アレルギーなどによるアナフィラキシーに対する緊急補助治療に使用される医薬品(注射薬)。アナフィラキシーを起こした際に注射することで、発症の際に医療機関へ搬送されるまでの症状悪化防止に役立つ。
	(3)保育環境 自己評価：N0.15-17	各クラスには温度計・湿度計・二酸化炭素濃度計を設置し、学校薬剤師が定期的に環境測定を実施しています。園庭は起伏に富んだ広いグラウンドに様々な遊具が確認できました。遊具や設備は毎月、安全点検とメンテナンスを行っているとのことです。園内の教室や廊下には各クラスの特色をいかし、季節感のある子どもたちの作品が大切に飾られていました。子ども一人ひとりにロッカーが提供されています。本棚は手の届く高さに設置され、自由に絵を描き、本を読むことができる環境となっていました。眠くなった子どもには、教室の一角でお昼寝できるスペースが確保され、気持ちの切り替えが難しい子どもには、段ボールハウス等で落ち着ける空間を確保するなど、さまざまな工夫が見られました。

2 子どもの 発達援助	(4)保育内容 自己評価：N0. 18-23	職員は子どもの手本となるよう、禁止言葉を使わず、丁寧な言葉遣いを心がけているとことです。社会性の獲得については、絵本や紙芝居などの教材、日課や遊びの中での順番や挨拶、当番活動を通して学んでいるとことです。感性や表現活動として、地域の田んぼで生き物の観察や昆虫採取など、自然と触れあう機会を大切にしているとことです。また、リトミックや鼓笛活動、茶道や菜園活動、収穫祭などのさまざまな体験の場を設け、情操教育のみならず、社会性を学ぶ活動にも取り組んでいます。子ども同士の関係づくりは、子どもが自分の思いを伝え、相手の思いに気づけるように職員は見守りを基本とし、状況に応じて職員が仲介役となってお互いの思いを伝え、理解できるよう配慮しているとことです。乳児保育では、家庭と連携を取りながら、子ども一人ひとりの睡眠や授乳のタイミングを把握し対応しています。乳幼児突然死症候群の情報は全職員で共有し、年齢に応じて5～15分ごとに睡眠チェック表で睡眠状態を確認、記録しています。長時間保育は、ござやマットを敷いて休める環境を整えています。子どもの情報は「全クラス状況簿」や「引き継ぎノート」を用い、職員間で円滑な引き継ぎが行われています。障害児保育に関しては、関係職員が研修に参加し、保護者の気持ちに寄り添った対応をしているとことです。また、発達支援センターや保健師等の相談機関との連携や助言を得て教育保育を行なっています。
3 子育て 支援	(1)保護者等への支援 自己評価：N0. 24-28	入園までの子どもの生活歴や家庭状況等は、入園時に提出された「児童票」で把握し、入園後の保育に活かしています。子どもの様子は送迎時の保護者との会話や連絡帳で情報交換を行なっています。園での様子は、教室入口のボードに職員が手書きで今日の活動内容を掲示し、園だよりやクラスだよりで行事や取り組みの内容を伝えています。クラス懇談会は年2～3回行い、個人懇談では保護者の思いを聴き、悩みの相談等にも対応しています。虐待等が疑われる場合は、福山市のマニュアルと独自の身体イラスト用紙を用いて、主幹保育教諭・園長に報告しています。また、職員は子どもや保護者の様子を観察し、ミーティング等で情報を共有しています。長期欠席の子どもについては、速やかにネウボラ課に連絡しています。
4 子どもの 安全	(1)安全・事故防止 自己評価：N0. 29-31	食中毒や感染症に関する予防マニュアルを各クラスに設置しています。子どもには絵本や手洗い歌などで予防方法を具体的に分かりやすく伝え、自発的に行動できるように取り組んでいます。天災緊急時のマニュアルを整備し、緊急アプリやホームページ等を用いて、迅速に保護者に連絡できる体制を整えています。子どもには毎月の避難訓練をはじめ、年に一度の水害訓練、不審者訓練等を実施しています。また、職員を対象に外部講師による救命救急の講習を2年に1回実施しています。園内のヒヤリハット事例を職員で共有し、事故予防策等を検討しています。また、不審者の侵入対策として、防犯カメラの監視体制を整備し、警察への緊急通報システム「ボリスコール」を導入しています。◎園内の不審者対応や災害対策のマニュアルを整備し、訓練等も実施されています。今後は、遠足等の園外活動時の不審者対応など、危険な状況を想定した安全対策と訓練も併せて取り組まれることを提案します。
5 地域との 関わり	(1)関係機関および地域との連携 自己評価：N0. 32-34	小学校と連携して、年長児の小学校見学や相互の授業参観・保育参観の体験、そして、職員間の意見交換を行っています。また、要保護児童や気になる保護者については、福山市ネウボラ課と連携して対応しています。園では、子育て支援センターを設置し、月1回の園庭開放や「子育て講座」、父親の子育てを応援する「週間パパタイム」を実施しています。また、支援専用LINEを独自に開設し、地域の保護者からの子育ての悩みや相談に迅速に対応ができる体制を整えるなど、子育て支援の拠点となっています。

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編：わかばこども園）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人または事業所）

(1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念、基本方針が確立され、明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・利用者等に周知されていますか。	A	A	

(2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	C	C	○
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており、内容が周知されていますか。	A	A	

(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は、自らの役割と責任を明確にし、遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上、経営や業務の効率化と改善に向けて、取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 組織（法人または事業所）の運営管理

(1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	B	A	

(2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて、実行していますか。	B	B	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて、積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

(3)安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し、対策を行っていますか。	B	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4)設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は、利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	事業所(施設)は、清潔ですか。	A	A	

N0.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

(5)地域との交流と連携

16	地域との関係	利用者と地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	A	A	
----	--------	---	---	---	--

(6)事業の経営・運営

17	制度に関する 意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えていますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	A	A	

3 適切な福祉サービスの実施**(1)利用者本位の福祉サービス**

19	利用者を尊重 する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	利用者を尊重 する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	利用者満足の 向上	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	A	A	
22	意見を述べや すい体制の確 保①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べや すい体制の確 保②	苦情解決のしくみが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べや すい体制の確 保③	利用者からの意見等に対して迅速に対応していますか。	B	A	

(2)サービス・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた 組織（法人または 事業所）的な取 組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	A	A	
26	標準的な実施 方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	A	A	
27	サービス実施 状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と 開示	サービス提供記録等の開示を適切に行っていますか。	B	A	

(3)サービスの開始・継続

29	サービス提供 の開始①	利用者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	B	A	
30	サービス提供 の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、同意を得ていますか。	B	A	
31	利用契約の解 約・利用終了 後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、利用者又は事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	B	B	
32	サービスの継 続性への配慮	事業所（施設）の変更や家庭への移行などにあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	A	A	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：わかばこども園）

N0.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 事業所運営の基本

(1)サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	B	A	
2	指導助言の実施体制	職員が指導助言を受ける仕組みがありますか。	A	A	
3	個人情報の適切な取り扱い	子ども（保護者等を含む）に関する情報（データを含む）は、適切に取り扱われていますか。	A	A	

2 子どもの発達援助

(1)発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見通しをもって適切に編成されていますか。	A	A	
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	B	A	
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな人との交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	A	A	
8	先入観等を植え付けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けないような配慮を行っていますか。	C	B	

(2)健康管理・食事

9	健康状態の把握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の実施	健康診断や歯科検診を定期的に行っていますか。	B	A	
11	食事環境の整備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	A	A	
12	食育の推進	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていますか。	A	A	
13	子どもの状況に応じた食事の提供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を得ていますか。	B	A	

(3)保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	B	A	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された場所となるよう、工夫されていますか。	B	A	
17	保育環境の整備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	A	A	

N0.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(4)保育内容

18	社会的なルールや態度の獲得	子どもが、望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	A	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つように働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	

3 子育て支援**(1)保護者等への支援**

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	A	A	
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	A	A	
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっていますか。	B	A	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	A	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性がある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	B	A	

4 子どもの安全**(1)安全・事故防止**

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	B	A	
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	A	A	
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	B	B	○

5 地域との関わり**(1)関係機関および地域との連携**

32	関係機関との連携協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	B	A	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	A	A	
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	